

玄海町建設工事等の前金払に関する取扱要綱

令和3年1月5日

告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、玄海町が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。）の前金払及び中間前金払に関し、玄海町財務規則（昭和47年玄海町規則第13号。以下「規則」という。）、玄海町建設工事請負契約約款（平成9年玄海町告示第23号）及び玄海町設計業務等委託契約約款（令和3年玄海町告示第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の対象及び範囲)

第2条 前金払の対象となるものは、法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証する公共工事であって、次に掲げるものとする。

- (1) 請負代金額が1件300万円以上の土木建築工事
- (2) 契約金額が1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計及び土木建築に関する調査
- (3) 契約金額が1件300万円以上の測量業務（土地の測量、地図の調整及び測量用写真の撮影であって、政令で定めるもの以外のもの。）

2 前金払の対象となる経費の範囲は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

(前金払の割合)

第3条 前金払の割合は、前条第1項第1号に規定するものにあつては請負代金額の10分の4以内とし、同条第1項第2号及び第3号に規定するものにあつては請負代金額の10分の3以内とする。

(中間前金払)

第4条 第2条第1項第1号に規定するもので、次の各号に掲げる要件をすべて満たしているものにあつては、前条の範囲内で既にした前金払に追加して中間前金払をすることができる。

- (1) 既に前払金を受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 中間前金払の対象とする経費については、第2条第2項の規定を準用する。

3 中間前金払の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前

払金と前払金の10分の6を超えてはならない。

(前金払の請求)

第5条 公共工事の請負者(以下「請負者」という。)は、保証事業会社の保証証書を町長に寄託し、請求書(様式第1号)により町長に前払金の支払を請求することができる。

2 町長は、前項の請求書を受理した日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。

(中間前金払の認定及び請求)

第6条 中間前金払を受けようとする請負者は、認定請求書(様式第2号)及び工事履行報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定請求書を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、認定請求書を受理した日から起算して7日以内に認定調書(様式第4号)により請負者に通知するものとする。ただし、提出書類に不備等があった場合は、この限りでない。

3 請負者は、前項の規定による認定後、保証事業会社の保証証書を町長に寄託し、請求書(様式第1号)により町長に中間前払金の支払を請求することができる。

4 中間前払金の支払については、前条第2項の規定を準用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

請求書（ ）

玄海町長 様

請求者 (住所)
(氏名)

印

下記のとおり請求します。

請求金額¥

ただし、次の工事の（ ）として

- 1 工事又は委託名 年度
- 2 契約日 年 月 日
- 3 契約金額 ¥
- 4 振込希望金融機関名 銀行 金庫 組合 支店
- 5 預金の種別
- 6 口座番号
- 7 口座名義
- 8 フリガナ
- 9 振込指定コード番号

.....
(注)（ ）には前払金、中間前払金の別を記入すること

様式第2号（第6条関係）

認定請求書

工 事 名	
施 工 場 所	
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
契 約 金 額	金 _____ 円 (出来高予定額) 年度 金 円 年度 金 円 年度 金 円
<p>上記の工事について、玄海町建設工事請負契約約款第35条第4項の規定に基づき、工事履行報告書（様式第3号）を添えて中間前金払の認定を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>玄海町長 様</p>	

認 定 調 書

契約 の 相手 方	住所又は所在地	
	商号及び代表者氏名	
工 事 名	工事	
施 工 場 所		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	
契 約 金 額		
摘 要		
<p>上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">玄海町長</p>		

(注) 「摘要」欄には、参考までに下記の状況を記載すること。

- 1 予定工程どおりの進捗状況であるか
- 2 工期の2分の1を経過しているか
- 3 出来高が50%を超えているか